

平成25年 藤枝市議会 11月定例会

健康福祉委員会委員長報告書

(議案審査)

平成25年12月19日

[本 会 議]

健康福祉委員会に付託されました、議案4件の審査の経過と結果について、主な質疑を中心に御報告いたします。

最初に、第78号議案「平成25年度藤枝市一般会計補正 予算（第3号）」のうち、本委員会に分割付託されました費目について、申し上げます。

初めに、「3款民生費中、身体障害者福祉費をはじめ、各事業において、扶助費が当初見込額より増えているが、特別な要因があったのかどうか、伺う。」という質疑があり、

これに対して、「重度心身障害者タクシー料金助成費については、本年7月と8月に通院用での利用が大幅に増加し、月平均1,600件を超える利用があったが、これは猛暑等が影響したと思われる。また、放課後等デイサービス給付費については、本年度に市内外で事業所の新設が相次ぎ、利用量が大幅に増加したことによるものであり、そのほかの事業においても、事業所の人員体制が整ったことで、報酬単価や利用量の増加があったものである。」という答弁がありました。

次に「債務負担行為補正中、障害者相談支援事業費について、現在、2つの事業所に委託している障害者相談支援事業を見直して、1つの事業所にするとの事だが、これまで政策的に取り組んできた事業所の育成という点からどう考えるか伺う。」という質疑があり、

これに対して「委託事業の廃止に伴う財政的な支援は考えていないが、現在の機能を維持していく上で、必要に応じて、他の制度を利用することで、事業所の自立に向けた支援をしていきたい。」という答弁がありました。

次に、「相談支援事業の見直しに対して、各事業所の認識はどうか、伺う。」という質疑があり

これに対して「本市の障害者相談支援体制の機能を強化することについて、昨年から自立支援協議会で協議してきているが、全ての相談支援事業所には個別に新制度の説明を行い、一定の理解を得たと考えている。いくつかの事業所は、プロポーザル公募を前向きに検討している。」という答弁がありました。

以上のような審査を経て、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第79号議案「平成25年度藤枝市国民健康保険 事業特別会計補正予算（第1号）」について、申し上げます。

質疑もなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決 すべきものと決定いたしました。

次に、第80号議案「平成25年度藤枝市病院事業会計 補正予算（第1号）」について、申し上げます。

はじめに、「院内保育所の利用者数が、日々定員の50人を超過する現状を踏まえ、今後

の保育所運営をどのように考えているのか、伺う。」という質疑があり、

これに対して、「平成23年度に施設を増築して、3歳以上の児童も利用可能としたことや365日24時間保育の導入などにより、看護師や女性医師等の働く場での子育て支援が充実し、当院就労へのインセンティブになったと感じている。現在、3歳以上の児童については、駿河台幼稚園との連携保育や延長保育を利用しながら対応しているが、今後もこうした状況が続き、さらに利用者が増えた場合には、施設的なものも含めて検討していく必要があると考える。」という答弁がありました。

次に「市立病院の保育事業は、今後も一層充実していくと理解しているが、看護師の確保や離職防止などに具体的にどんな効果があったのか、伺う。」という質疑があり

これに対して、「看護学生からは「きちんと保育制度が整備できているところがいい。」という声が聞かれ、また、一旦離職した方を対象にした再就労の支援研修においても、院内保育所の充実がきっかけで再び働き出す方もかなり増えている。今後、若い世代の看護師を採用するにあたって、こうした保育環境の充実は不可欠であると考え。」という答弁がありました。

次に「医療機器の購入について、今年度の購入計画はこの補正で最後になるのか、医師確保の問題と併せて、伺う。」という質疑があり、

これに対して、「今回の補正は、専門医の確保に伴う放射線治療科の開設や呼吸器内科の指導医による専門医研修の充実のための医療機器の購入費用である。それ以外の機器については、既決予算の中で計画的に更新しており、補正は予定していない。」という答弁がありました。

以上のような審査を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、第84号議案「藤枝市病院事業研究奨励基金条例を廃止する条例」について、申し上げます。

初めに「平成12年から基金は活用されていないということだが、それ以前の状況はどうであったか、伺う。」という質疑があり、

これに対して「この基金は昭和59年に500万円の寄附があり、研究研修等への活用目的で創設された。平成10年までは、毎年20万円から500万円、多い時で900万円の寄附があり、年間約200万円を研究研修費に充ててきたが、その後は寄附者の意向もあり、形に残るものとして診療に役立つ治療機器等を購入してきた。昨今は基金の活用が無いことから、研究奨励事業としての当初の役割は十分果たしたものと判断した。」という答弁がありました。

このほか特にご報告いたす質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします